

奈良市公報

第 192 号

平成 17 年 1 月 1 日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告 示

○ 放置自転車等の保管 (2 件)	1
○ 奈良市観光センター等の臨時休館	2
○ 放置自転車等の保管 (2 件)	2
○ 放置自転車等の処分	2
○ 開発行為に関する工事の完了	2
○ 農用地利用集積計画の縦覧	3
○ 土地区画整理法の規定による使用収益開始通知の掲示	3
○ 放置自転車等の保管	3
○ 開発行為に関する工事の完了 (2 件)	3
○ 放置自転車等の保管	4
○ 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	4
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	4
○ 市・県民税納税通知書の公示送達	5
○ 放置自転車等の保管	5
○ 一般競争入札の実施	5
○ 開発行為に関する工事の完了	9
○ 放置自転車等の保管	9
公 営 企 業	
○ 一般競争入札の実施	10
教 育 委 員 会	
○ 定例教育委員会の開催	11
選 挙 管 理 委 員 会	
○ 選挙人名簿からの抹消	11
○ 選挙人名簿からの抹消の取消し	11
○ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等	11
○ 在外選挙人名簿からの抹消	12
○ 平成 17 年度検察審査員候補者を選定するためのくじを行う日時等	12
災 害 対 策 本 部	
○ 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示	12

告 示

奈良市告示第 619 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

す。

平成 16 年 12 月 2 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 16 年 12 月 2 日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。) を除く。
- 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証・保険証等) をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000 円
イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)
- 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111 代表
(平成 16 年 12 月 2 日掲示済)

奈良市告示第 620 号は、奈良市公報号外第 23 号に掲載

奈良市告示第 621 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 6 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 12月 6日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 12月 6日揭示済)

奈良市告示第 622号

奈良市観光センター条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 26号）第 3 条第 2 項及び奈良市観光案内所規則（昭和 26年奈良市規則第 4 号）第 5 条ただし書きの規定により次のとおり休館します。

平成 16年 12月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 設 名	休 館 日
奈良市観光センター	平成 16年 12月 29日 ～平成 17年 1月 3日
奈良市猿沢観光案内所	
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成 16年 12月 29日～同月 31日
奈良市西日本鉄道奈良駅観光案内所	平成 16年 12月 29日～同月 31日

(平成 16年 12月 6日揭示済)

奈良市告示第 623号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 12月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 12月 7日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 12月 7日揭示済)

奈良市告示第 624号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 12月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 12月 8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 12月 8日揭示済)

奈良市告示第 625号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 16年 12月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 16年 12月 24日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 16年 9月 2日、同月 3日、同月 7日から同月 10日まで、同月 13日から同月 15日まで、同月 21日、同月 26日、同月 27日、同月 29日及び同月 30日

(平成 16年 12月 8日揭示済)

奈良市告示第 626号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 12月 9日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 5月 7日 奈良市指令都整開第 04A- 2 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 12月 9日 第 901号

(2) 公共施設 平成 16年 12月 9日 第 381号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 63番地の 1、97番地の 1 及び 103番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市芝辻町四丁目 5 番地の 2

株式会社リアルエステート

代表取締役 西村 禮子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町 63 番地の 1 の一部及び 103 番地の 2

(2) 公園

奈良市押熊町 63 番地の 1 の一部

(3) 下水道

奈良市押熊町 63 番地の 1 の一部及び 103 番地の 2

(平成 16 年 12 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 627 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成 16 年 12 月 10 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市経済部農林課

(平成 16 年 12 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 628 号

次の表の左欄に記載する者に対する当該右欄の土地に係る大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R 奈良駅周辺土地区画整理事業施行者奈良市が発した土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 99 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始通知は、送付したがあて所なく返送されたので、同法第 133 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が奈良市三条本町 1 番 80 号 J R 奈良駅周辺開発事務所に掲示されています。

平成 16 年 12 月 10 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

書類の送付を受けるべき者	土地の表示
氏 名・住 所 (又は判明している最後の住所)	
デアイホームズ株式会社 大阪市浪速区大国二丁目 3 - 1 浪速 パールハイツ 502 号	奈良市三条本町 527 の土地（仮 換地 4 街区 10 号 ）

(平成 16 年 12 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 629 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 10 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16 年 12 月 10 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16 年 12 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 630 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16 年 12 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16 年 2 月 27 日 奈良市指令都整開第 03A- 52 号

平成 16 年 5 月 24 日 奈良市指令都整開第 03A- 52- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16 年 12 月 13 日 第 902 号

(2) 公共施設 平成 16 年 12 月 13 日 第 382 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1202 番地の 2、1203 番地の 2、1204 番地の 2、1205 番地の 2、1207 番地の 2、1208 番地の 2、1209 番地の 2、1210 番地の 2、1211 番地の 2、1218 番地の 3、1218 番地の 4、1219 番地の 2、1220 番地の 2、1221 番地の 1、1221 番地の 2、1222 番地、1223 番地、1224 番地、1225 番地、1226 番地、1227 番地の 1、1227 番地の 2、1228 番地の 1、1228 番地の 2、1229 番地、1230 番地の 1 の一部、1230 番地の 2、1231 番地の 2、1232 番地、1234 番地、1235 番地の 2、1236 番地の 2 の一部、1249 番地の 4、1258 番地の 2、1259 番地の 3、1259 番地の 4、1260 番地の 2 の一部、1261 番地の 1 の一部、1261 番地の 2 の一部、1261 番地の 16、1261 番地の 17 及び 2572 番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 1 番 31 号

三和建設株式会社

代表取締役社長 有井 邦夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1218 番地の 3 の一部、1220 番地の 2 の一部、1221 番地の 1 の一部、1222 番地の一部、1223 番地の一部、1224 番地の一部、1225 番地の一部、1227 番地の 1 の一部、1228 番地の 1 の一部、1228 番地の 2 の一部、1230 番地の 2 の一部、1231 番

地の 2 の一部、1232番地の一部、1234番地の一部、1235番地の 2 の一部、1236番地の 2 の一部、1249番地の 4 、1258番地の 2 、1259番地の 3 、1259番地の 4 、1260番地の 2 の一部、1261番地の 1 の一部、1261番地の 2 の一部、1261番地の 16 の一部、1261番地の 17 及び 2572番地の一部

(2) 下水道

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1220番地の 2 の一部、1222番地の一部、1223番地の一部、1224番地の一部、1225番地の一部、1228番地の 1 の一部、1228番地の 2 の一部、1230番地の 2 の一部、1231番地の 2 の一部、1232番地の一部、1234番地の一部、1235番地の 2 の一部、1236番地の 2 の一部、1249番地の 4 の一部、1258番地の 2 の一部、1259番地の 3 の一部、1259番地の 4 の一部、1261番地の 1 の一部、1261番地の 2 の一部、1261番地の 16 の一部、1261番地の 17 の一部及び 2572番地の一部

(3) 公園

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1221番地の 1 の一部、1221番地の 2 の一部、1222番地の一部及び 1224番地の一部

(4) 防火水槽

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1221番地の 1 の一部及び 1222番地の一部

(5) 用悪水路

奈良市北登美ヶ丘六丁目 1202番地の 2 、1203番地の 2 、1204番地の 2 、1205番地の 2 、1207番地の 2 、1208番地の 2 、1209番地の 2 、1210番地の 2 及び 1211番地の 2

(平成 16 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 631号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16 年 12 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16 年 11 月 22 日 奈良市指令都整開第 04A- 3 6 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16 年 12 月 13 日 第 903 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘二丁目 1984 番地の 200、1984 番地の 201 及び 1984 番地の 202

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県北葛城郡広陵町大字笠 222 番地の 1

株式会社 ウエダ

代表取締役 上田 定央

(平成 16 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 632号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16 年 12 月 13 日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 633号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
サポートセンター 花花	奈良市中山町 43	居宅介護支援事業	株式会社椿井	生駒市鹿ノ台北一丁目 25- 1	平成 16 年 12 月 1 日

(平成 16 年 12 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 634号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの

で同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ホームケア株式会社 奈良ヘルパーステーション	奈良市法蓮町 423	(名称) ホームケア株式会社	(名称) ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション	平成 16 年 9 月 1 日

(平成 16 年 12 月 13 日 掲示済)

奈良市告示第 635 号

平成 16 年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 16 年 12 月 14 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 この通知書の発送年月日	平成 16 年 11 月 25 日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成 16 年 12 月 14 日 掲示済)

奈良市告示第 636 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 14 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 16 年 12 月 14 日
- 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16 年 12 月 14 日 掲示済)

奈良市告示第 637 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 16 年 12 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 入札に付する事項
J R 奈良駅周辺土地区画整理事業整備工事（その 2）

ほか 23 件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 平成 16 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査（以下「審査」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 16 年 12 月 20 日までは入札控室、同月 21 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 入札に参加する資格のない者のした入札
- 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- 入札書に記名押印のない入札
- 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 (9) 入札金額を訂正した入札
 (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16 年 12 月 20 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 (2) 入札書の到達期限 平成 16 年 12 月 27 日
 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 (4) 郵便入札の無効
 ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

- エ 入札書に記名押印のない入札
 オ 入札金額を訂正した入札
 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16 年 12 月 21 日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 (3) 問い合わせ先
 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
 奈良市財務部監理課工事入札係
 電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）	参加資格	入札日
1	J R 奈良駅 周辺土地 画整理事業 整備工事 (その 2)	三条本 町地内	約 100 日 間	土工 一式、舗装工 一式、排水工 一式、植栽工 一式、給水施設工 一式、照明施設工 一式、施設工 一式、撤去工 一式、雑工 一式	予定価格 84,249 千円 最低制限価格 56,446 千円	土木一式工事の等級が「A」のすべての業者	平成 16 年 12 月 28 日 午前 9 時 30 分
2	芝辻大森線 街路改良工 事（大宮町 二丁目地内）	大宮町 二丁目 地内	約 90 日 間	工事延長 L = 87.0m、道路土工 一式、地盤改良 一式、構造物撤去工 一式、舗装工 一式、排水構造物工 一式、縁石工 一式、道路付属施設 一式、1800* 1000ボックスカルバート 一式	予定価格 28,309 千円 最低制限価格 18,967 千円	土木一式工事の等級及び区分が「C - 3」のすべての業者	平成 16 年 12 月 22 日 午前 9 時 00 分
3	道路改良工 事（丹生町 地内東部第 19 号線）	丹生町 地内	約 90 日 間	工事延長 L = 41.2m、道路幅員 W = 6.0m、土工 一式、擁壁工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、法面工 一式、防護工 一式、撤去工 一式	予定価格 18,248 千円 最低制限価格 12,226 千円	土木一式工事の等級及び区分が「C - 1」のすべての業者	平成 16 年 12 月 22 日 午前 9 時 30 分
	東部第 1 地	大柳生	約 100 日	工事延長 L = 357.50m、リブ	予定価格	土木一式工事	平成 16 年

4	区管路施設 工事（大柳 生）3 工区 （単独）	町地内	間	管φ 150mm 管布設工 L = 340.55 m、小口径塩ビマンホール設置 工 25箇所、汚水樹設置及び取 付管工 7 箇所、付帯工 一式	12,820千円 最低制限価格 8,589千円	の等級及び区 分が「D - 2」 のすべての業 者	12月 22日 午前 10時 00分
5	東部第 1 地 区管路施設 工事（大柳 生）102工 区	大柳生 町地内	約 100日 間	工事延長 L = 321.20m、リブ 管φ 150mm 管布設工 L = 304.98 m、小口径塩ビマンホール設置 工 23箇所、汚水樹設置及び取 付管工 8 箇所、付帯工 一式	予定価格 9,660千円 最低制限価格 6,472千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D - 3」 のすべての業 者	平成 16年 12月 22日 午前 10時 30分
6	水質改善下 水道築造工 事（特公 2 ）今市町地 内	今市町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 134.10m、V U φ 200mm 管布設工 L = 130.15 m、D C I P φ 75mm 管布設工 L = 120.84m、2 号現場打人孔設 置工 1 基、1 号組立人孔設置 工 1 基、小口径人孔設置工 5 箇所、汚水樹設置工 13箇所 、付帯工 一式	予定価格 14,206千円 最低制限価格 9,518千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D - 4」 のすべての業 者	平成 16年 12月 22日 午前 11時 00分
7	道路改良工 事（大慈仙 町地内東部 第 14号線）	大慈仙 町地内	約 90日 間	工事延長 L = 55.2m、計画幅 員 W = 5.0m、土工 一式、 法面工 一式、擁壁工 一式、 排水工 一式、舗装工 一式、 取壊工 一式、付帯工 一式	予定価格 13,67千円 最低制限価格 9,163千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D - 1」 のすべての業 者	平成 16年 12月 22日 午前 11時 30分
8	古市公園整 備工事	古市町 地内	約 90日 間	土工 一式、簡易組立橋梁設置 工 一式、付帯工 一式	予定価格 9,238千円 最低制限価格 6,189千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D - 2」 のすべての業 者	平成 16年 12月 24日 午前 9 時 00分
9	交通安全施 設整備工事 （西登美ヶ 丘一丁目地 内西部第 12 9号線）4 工 区	西登美 ヶ丘一 丁目地 内	約 90日 間	工事延長 L = 49.0m、幅員 W = 2.5m、舗装工（平板舗装 工 A = 88m、路盤工（再生 C R ）10cm A = 99m）、排水工 （街渠工 ⁽¹⁾ L = 38m）、柵工 一式、土工 一式、取壊工 一式	予定価格 4,603千円 最低制限価格 3,084千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 3」 のすべての業 者	平成 16年 12月 24日 午前 9 時 30分
10	河川改修工 事（此瀬町 地内此瀬川 ）	此瀬町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 27.5m、土工 一式、護岸工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 5,564千円 最低制限価格 3,727千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 4」 のすべての業 者	平成 16年 12月 24日 午前 10時 00分
11	水質改善下 水道築造工 事（特公 3 ）今市町地 内	今市町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 77.90m、φ 200 mm 管布設工 L = 72.69m、1 号 人孔設置工 3 箇所、0 号人孔 設置工 1 箇所、小口径人孔設 置工 2 箇所、1 号汚水樹設置	予定価格 6,688千円 最低制限価格 4,480千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 5」 のすべての業 者	平成 16年 12月 24日 午前 10時 30分

				工 4 箇所、付帯工 一式			
12	道路修繕工事（横井三丁目地内南部399号線）	横井三丁目地内	約60日間	工事延長 L = 65.5m、土工一式、撤去工 一式、排水工 一式、舗装工 一式	予定価格 4,157千円 最低制限価格 2,785千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成16年 12月24日 午前11時 00分
13	交通安全施設整備工事（横井一丁目地内南部第406号線）	横井一丁目地内	約90日間	工事延長 L = 73.4m、歩道幅員 W = 1.5m、取壊工 一式、土工 一式、床版工 一式、道路構造物工 一式、舗装工 一式、雑工 一式	予定価格 4,740千円 最低制限価格 3,175千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-2」のすべての業者	平成16年 12月24日 午前11時 30分
14	河川改修工事（尼辻北町地内秋篠川支流）	尼辻北町地内	約90日間	工事延長 L = 69.5m、土工一式、水路工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 3,672千円 最低制限価格 2,460千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-3」のすべての業者	平成16年 12月27日 午前9時 00分
15	道路修繕工事（二名四丁目地内二名線）	二名四丁目地内	約60日間	工事延長 L = 43.0m、土工一式、擁壁工 一式、排水工 一式、付帯工 一式、舗装撤去復旧工 一式	予定価格 3,086千円 最低制限価格 2,067千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成16年 12月27日 午前9時 30分
16	道路修繕工事（平松二丁目地内中部第782号線）	平松二丁目地内	約60日間	工事延長 L = 90.0m、土工一式、排水工 一式、舗装復旧工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,928千円 最低制限価格 1,961千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-5」のすべての業者	平成16年 12月27日 午前10時 00分
17	東部第1地区管路施設工事（下狭川）103工区	下狭川町地内	約90日間	工事延長 L = 78.50m、リブ管φ150mm管布設工 L = 73.60m、小口径塩ビマンホール設置工 8箇所、汚水樹設置及び取付管工 3所、付帯工 一式	予定価格 3,230千円 最低制限価格 2,164千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成16年 12月27日 午前10時 30分
18	交通安全施設整備工事（南魚屋町地内杉ヶ町高畑線）	南魚屋町地内	約60日間	工事延長 L = 36.0m、幅員 W = 1.5m、土工 一式、取壊工 一式、舗装工 一式、排水工 一式、路面表示工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,286千円 最低制限価格 1,531千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-5」のすべての業者	平成16年 12月27日 午前11時 00分
19	河川修繕工事（富雄元町四丁目地内富雄川支流）	富雄元町四丁目地内	約90日間	工事延長 L = 18.0m、土工一式、撤去工 一式、歩道工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,829千円 最低制限価格 1,895千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-1」のすべての業者	平成16年 12月27日 午前11時 30分
	道路修繕工	般若寺	約60日	工事延長 L = 84.4m、土工	予定価格	土木一式工事	平成16年

20	事（般若寺町地内北部第 130 号線）	町地内	間	一式、取壊工 一式、排水工 一式、付帯工 一式、舗装工 一式	2,635 千円 最低制限価格 1,765 千円	の等級及び区分が「F-2」のすべての業者	12 月 27 日 午後 1 時 00 分
21	田原地区舗装復旧工事（矢田原）40 工区	矢田原町他地内	約 50 日間	工事延長 L = 618.6m、舗装工 A = 2,221m ² 、付帯工 一式	予定価格 8,170 千円 最低制限価格 5,473 千円	経審における舗装の点数が「740 点以上」で、区分が「2」のすべての業者	平成 16 年 12 月 27 日 午後 1 時 30 分
22	田原地区舗装復旧工事（南田原）41 工区	南田原町他地内	約 70 日間	工事延長 L = 1,144.0m、舗装工 A = 4,170m ² 、付帯工 一式	予定価格 9,790 千円 最低制限価格 6,559 千円	経審における舗装の点数が「740 点以上」で、区分が「1」のすべての業者	平成 16 年 12 月 27 日 午後 2 時 00 分
23	舗装道大規模改修工事（四条大路一丁目地内中部第 277 号線他 2 路線）	四条大路一丁目地内	約 60 日間	工事延長 L = 267.3m、幅員 W = 5.2m ~ 14.1m、取壊工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 4,631 千円 最低制限価格 3,102 千円	経審における舗装の点数が「660 点 ~ 739 点」で、区分が「6」のすべての業者	平成 16 年 12 月 27 日 午後 2 時 30 分
24	舗装道補修工事（五条二丁目地内中部第 475 号線他 1 路線）	五条二丁目地内	約 30 日間	工事延長 L = 125.0m、W = 4.3m ~ 5.2m、土工 一式、舗 装工 一式、付帯工 一式	予定価格 1,583 千円 最低制限価格 1,060 千円	経審における舗装の点数が「660 点未満」で、区分が「7」のすべての業者	平成 16 年 12 月 27 日 午後 3 時 00 分

(平成 16 年 12 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 638 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16 年 12 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16 年 9 月 8 日 奈良市指令都整開第 04A - 25 号

平成 16 年 12 月 2 日 奈良市指令都整開第 04A - 25 - 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16 年 12 月 15 日 第 904 号

(2) 公共施設 平成 16 年 12 月 15 日 第 383 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条畑二丁目 1141 番地の 10 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町 482 番地

オオクニ商事株式会社

代表取締役 村上 治之

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市五条畑二丁目 1141 番地の 10 の一部

(2) 下水道

奈良市五条畑二丁目 1141 番地の 10 の一部

(3) 管路敷

奈良市五条畑二丁目 1141 番地の 10 の一部

(平成 16 年 12 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 639 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈

良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16 年 12 月 15 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16 年 12 月 15 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16 年 12 月 15 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 50 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43 号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 16 年 12 月 15 日

奈良市水道事業管理者

職務代理人 業務部長 福 村 圭 司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内奈良阪町地内(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16 年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで

(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16 年 12 月 20 日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16 年 12 月 22 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注 番号	業種	工事番 号	工事名称	工事場所	工期	工事概 要	予定価格及び最 低制限価格（消 費税及び地方消 費税を除く。）	参加資格	入札日 入札時 間
1	送・配 水管工 事	3 - 1 - 18	口径 500~ 2 00 耗配水本 ・支管移設 工事	市内奈良 阪町地内	契約日か ら 60 日間	土工事 一式 管工事 一式 付帯工 事 一 式	予定価格 18,322,000 円 最低制限価格 12,275,000 円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 61 0 点 ~ 679 点の業者	平成 16 年 12 月 24 日 午前 9 時 30 分

(平成 16 年 12 月 15 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 17 号

平成 16 年 12 月定例教育委員会を次のとおり開催します
ので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育
委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示しま
す。

平成 16 年 12 月 10 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 日時
平成 16 年 12 月 17 日（金）
午前 10 時から
- 場所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成 17 年度予算要求について
(2) 平成 17 年（16 年度）奈良市成人式について
(3) 第 39 回奈良市民マラソン大会の開催について
(4) 平成 16 年度「生涯学習フェスタ 2005」の開催
について
議事
議案第 37 号 平成 17 年度奈良市立中学校夜間学級生
徒募集要項について
議案第 38 号 奈良市立一条高等学校入学者選抜制度
改革について
その他
(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、午前 9 時から 9 時 50 分までで、
定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 16 年 12 月 10 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 96 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定に
より、平成 16 年 12 月 1 日現在において抹消すべき事由が
生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 16 年 12 月 2 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 抹消年月日
平成 16 年 12 月 2 日
- 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 16 年 12 月 2 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 97 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定に
より選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人
名簿の抹消を取り消しました。

平成 16 年 12 月 2 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

- 抹消の取消年月日
平成 16 年 12 月 2 日
- 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16 年 12 月 2 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 98 号

平成 16 年 12 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年
法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町
村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第
4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有す
る者の総数の 50 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に
関する法律第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定す
る選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治
法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86

条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権
を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成 16 年 12 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

50 分の 1 の数 5,892 人

6 分の 1 の数 49,097 人

3 分の 1 の数 98,194 人

(平成 16 年 12 月 2 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 99 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 30 条の 11 第 2
号の規定により、平成 16 年 12 月 1 日現在において抹消す
べき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹
消しました。

平成 16 年 12 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 16 年 12 月 2 日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 16 年 12 月 2 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 100 号

平成 17 年度検察審査員候補者を選定するためのくじを
行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成 16 年 12 月 2 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

日 時	平成 16 年 12 月 21 日 午後 3 時 00 分
場 所	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 4 階 第 17 会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程(昭和 52 年奈良市選挙管理委員会告示第 9 号) の定めるところによる。

(平成 16 年 12 月 2 日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第 2 号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のよ
うに定める。

平成 16 年 12 月 6 日

奈良市災害対策本部長

鍵 田 忠兵衛

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成 14 年奈良市災害対策本
部告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 市民生活部の部市民生活協力第三班の項中「病
院開設準備室長」を「病院事業室長」に、「病院開設準備
室」を「病院事業室」に改める。

附 則

この告示は、平成 16 年 12 月 6 日から施行し、この告示
による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月 1
日から適用する。

(平成 16 年 12 月 6 日揭示済)